

財務省第9入札等監視委員会  
平成20年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年10月10日(金) 大阪国税局第1会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊 (辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士) 委員 久保 宏之 (関西大学大学院法務研究科 教授) 委員 松川 正毅 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)	
審議対象期間	平成20年4月1日(火) ~ 平成20年6月30日(月)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	一件	
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	3件	<p>契約件名: 近畿財務局管内に所在する国有財産に関する不動産表示登記等業務 契約相手方: 社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 契約金額: 63,380,370円 契約締結日: 20年6月17日 担当部局: 近畿財務局</p> <p>契約件名: 署内収入現金等の集配金業務(第1グループ~第3グループ) 契約相手方: 第1グループ 株式会社アサヒセキュリティ西日本統括部 第2グループ SMB Cデリバリーサービス株式会社 第3グループ 株式会社アサヒセキュリティ西日本統括部 契約金額: 44,440,200円(単価契約予定調達総額) 契約締結日: 20年4月1日 担当部局: 大阪国税局</p> <p>契約件名: 通関事務総合データ通信システム(税関LAN)更改一式の賃貸借 契約相手方: センチュリー・リーシング・システム株式会社大阪支店 契約金額: 総額642,759,075円(47か月) 契約締結日: 20年6月20日 担当部局: 大阪税関</p>
随意契約(物品役務等)	1件	<p>契約件名: 神戸税関六甲アイランドコンテナ貨物大型X線検査装置の附帯施設賃貸借契約 契約相手方: 東洋建設株式会社大阪本店 住信リース株式会社 契約金額: 総額534,807,000円(年額100,961,400円) 契約締結日: 20年4月1日 担当部局: 神戸税関</p>

応札（応募）業者数 1 者 関連	2 件	競争入札（物品役務等）に同じ（近畿財務局管内に所在する国有財産に関する不動産表示登記等業務及び署内収入現金等の集配金業務（第 1 グループ～第 3 グループ）
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>近畿財務局管内に所在する国有財産に関する不動産表示登記等業務</b></p> <p>契約相手方：社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会</p> <p>契約金額：63,380,370 円</p> <p>契約締結日：20 年 6 月 17 日</p> <p>担当部局：近畿財務局</p> <p>当初 3 者から当案件の内容等について、照会等があったということであるが、それは家屋調査士法人なのか、あるいは公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）なのか。</p> <p>家屋調査士や家屋調査士法人は、協会に加入しているのではないか。</p> <p>家屋調査士法人であっても、大規模な家屋調査士法人でないと履行が不可能な業務量であると推測されるが、例えば協会が契約し、各家屋調査士等に第 3 者委託することを条件として家屋調査士等に対し圧力をかけ、入札に参加させなかったとは考えられないか。</p> <p>本案件は、膨大な業務量であるが、当初から 1 者に対して委託するつもりであったのか。</p>	<p>3 者のうち 1 者は公共嘱託土地家屋調査士協会であり、ほか 2 者は家屋調査士法人であると考えている。</p> <p>ただし、電話による照会であったため、その規模等詳細については不明である。</p> <p>100% 加入しているわけではないと聞いている。</p> <p>また、家屋調査士法人は 100 社以上あるとも聞いている。このことから考えると、本案件については、複数者の応札があっても不思議ではない。</p> <p>1 者応札となった理由としては、各業者において対応可能な業務量か否かを判断した結果、1 者のみの応札であったと考えている。</p> <p>そのようなことはないと認識している。</p> <p>協会は各県に存在し、本案件に対応可能な協会は少なくとも 6 協会が存在している。</p> <p>また、各地域に営業所を設けている等の家屋調査士法人が応札することも十分可能であると考えている。</p> <p>競争性を確保するため、入札の実施方法等について考慮したところではあるが、例えば各県ごと</p>

例えば、各県を各ブロック分とし、各ブロックごとに入札を実施する等は考慮しなかったのか。

了解した。  
では、従前はどのような契約を行っていたのか。

従前に入札等に参加した業者が本案件には応札しなかったのか。

効率性等を優先するのか、競争性を優先するのかという問題は残るが、本案件のように大規模の業務となると、事実上受託可能な業者が限定されてしまうのではないかと。

通常の経済法則であれば、個々に委託するよりも大量に委託するのであれば委託金額を割り引くと考えられるが、従前による個々の契約状況と本案件による契約状況とを比較すると、やはり安価であったのか。

**神戸税関六甲アイランドコンテナ貨物大型X線検査装置の附帯施設賃貸借契約**

契約相手方：東洋建設株式会社大阪本店  
住信リース株式会社

契約金額：総額 534,807,000 円  
(年額 100,961,400 円)

契約締結日：20 年 4 月 1 日

担当部局：神戸税関

のブロックとした場合、各県の協会がそれぞれ各県の業務を落札する可能性もあり、競争性の確保ができないという結論に達した。

また、各県ごとに分割した場合の当局における事務量が膨大となる。

しかしながら、本案件の 1 者応札との結果を受け、応札者増加策を今後検討していきたい。

従前は、測量業務 1 件ごとに入札等を実施していた。

当然ながら、入札のほか予定価格が少額による随意契約によるものもあった。

従前は、地域統括ごとに契約の締結を実施していた。地域ごとに契約を締結する場合には、地元の小規模業者等が主流となってくるのが現実である。

小規模業者等は本案件の業務を履行することができないと判断したのではないかと考えている。

前述したように、協会だけでも履行可能な業者は 6 者存在し、また家屋調査士法人は 100 社以上が存在する。競争性は十分維持できると判断した。

また、所属する家屋調査士は 3 名以上という条件は付したものの、それ以外に過大な条件は付していないため、照会等が 3 者のみであったことは意外であった。

測量は、1 件 1 件物件によって違いがあり、単純に比較はできないが、大きな差はないかと思う。

国庫債務負担行為を取得している案件とのことであるが、当初契約の内容においては、譲渡契約なのか、リース契約なのか。

東洋建設株式会社においても、当初から14年間のリース契約等の内容を了知していたのか。

14年間の契約期間ということであるが、14年間の経過した平成30年以降は打ち切るのか。  
その時、施設自体はどのようになるのか。

無償譲渡を予定しているとのことであるが、購入するよりも、リース契約とし分割して支払うほうが安価であるのか。

では、建築費用を一括で支払うことが可能であるならば所有物として建築するが、予算の平準化という観点から14年間で建築費用を完済し、最終的には無償譲渡により取得するというスキームであると理解してよいか。

14年間の継続を示した書類はどのようなものがあるのか。  
また、無償譲渡に関する合意書のようなものはあるのか。

### 署内収入現金等の集配金業務(第1グループ~第3グループ)

契約相手方：第1グループ

株式会社アサヒセキュリティ西日本統括部

第2グループ

SMB Cデリバリーサービス株式会社

第3グループ

株式会社アサヒセキュリティ西日本統括部

14年間のリース契約である。

そうである。

当初、同社とのリース契約が可能であるならば、2者間による契約の締結を前提としていたが、施設建設後、リース契約の部分までは出来ない事情があれば、リース会社を介しても良いこととしていたことから、3者契約を締結するに至った。現在においても3者契約を継続しているが、これは、建物等の瑕疵担保の関係によるものである。

平成30年以降の契約は打ち切りとなり、施設は無償による譲渡を予定している。

リース契約としている理由は、高額の予算を単年度で確保することができないことによるものである

そのとおりである。

継続を示した書類及び無償譲渡による合意書については、特に作成していない。

契約金額：44,440,200円（単価契約予定調達総額）

契約締結日：20年4月1日

担当部局：大阪国税局

応札業者について、第1グループ及び第3グループは株式会社アサヒセキュリティ1者のみ、第2グループはSMBCデリバリーサービス株式会社1者のみであったことは、第2グループの応札に株式会社アサヒセキュリティは遠慮したということか。

金融機関側において、系列のようなものが存在し、業者への立ち入り制限のようなものがあるのか。

それでは、1者応札となっている要因について、何か推測している事項等があるか。

もう少し、競争性が確保できればと考えるが、確かに税金として納付された現金等を取り扱うのであるから、安易に競争参加資格を広げるのではなく、入札参加業者について、業務内容及び信頼性等については、十分に確認すべきである。

応札しなかった理由は不明であるが、昨年度、第2グループは、この2者での応札の結果、SMBCデリバリーサービス株式会社が落札しており、株式会社アサヒセキュリティは、昨年度の入札時の状況等から落札できないと判断し、結果的に本年度は応札しなかったのではないか。

系列のような存在はあるのかもしれないが、立ち入り制限等の有無については不明であり、前述したように、昨年度においては、第2グループについて2者の応札により業者決定に至っている。

まず、グループ分けについて、昨年度は第2グループにおいて競争性が確保できたことから、本年度も第1グループから第3グループにおいて、複数者の応札が期待できるものと判断し、昨年度と同様のグループとした。

また、競争参加資格については、「B」等級のところ、少しでも対応できる者を確保するため等の理由により「A」等級を含めた。

結果として、第1グループから第3グループが1者だけの応札となった要因については、本案件の業務が現金等の警護及び搬送が主となり、履行可能な業者がある程度限定されているのではないと思われる。

また、金融機関ごとに系列のようなものが存在し、制限とまではいかないものの、低価格で応札できるとすれば、これも1者応札の要因となるのではないと思われる。

今後は、少しでも競争性を確保するために、競争参加資格を「C」等級まで拡大することも検討していきたい。

ご意見のとおり、国民から預かった大切な現金等を取り扱うのであるから、競争参加資格の拡大を行なうに当たっては、応札業者に対し、類似した契約実績の有無等の十分な確認を行っていきたいと考えている。

**通関事務総合データ通信システム（税関LAN）  
更改一式の賃貸借**

契約相手方：センチュリー・リーシング・システム株式会社大阪支店

契約金額：総額 642,759,075 円（47 か月）

契約締結日：20 年 6 月 20 日

担当部局：大阪税関

本案件は、総合評価落札方式により業者決定を行なったということであるが、システム関係以外、例えば、他の機材やサービス等役務の調達にも適用することがあるのか。

「総合評価加点対象項目一覧表」に基づいて点数が加算されていくとのことであるが、項目ごとに内容を精査し、加算した結果と当初考えていた全体の印象とは一致しているのか。

個々の項目は、事前に応札者に示されているのか。

また、個々の項目における点数も示しているのか。

応札者が、結果に対して異議がある場合には、受けることは可能か。

本案件が履行可能な業者は多数存在すると思われるが、本案件に関心を持った 11 者のうち、9 者が辞退するほどレベルの高い特殊なシステムであったのか。

また、9 者が辞退した原因について、推測していることはあるか。

適用することがあるとは思いますが、大阪税関においては、現在のところ当案件のみである。

本案件は、当初の全体的な印象と近い提案を行なった業者を選定するというものではなく、それぞれの提案項目について個々に精査した結果、総合計点数の高い業者を選定すべきであり、「総合評価加点対象項目一覧表」の必須項目のうち 1 項目でも欠ける場合には、不合格とするとしていた。

本案件に参加した業者は、それぞれの提案において、非常に技術点の高いものを提案している。当然ながら業者により、得意分野や不得意分野が存するため、項目ごとの点数に差が発生することとなるが、そのような項目ごとの点数を合計し、総合的に判断している。

個々の項目で判断すると、印象の相違は多少あるかもしれないが、個々の項目を積み上げた全体的な印象は、当初イメージしていたものと相違はないと判断している。

応札者に対しては、事前に個々の項目の配点を示しており、結果についても総合点数を示している。

可能である。

レベルの高い特殊なシステムであるとの認識はない。

本案件に関心を持った 11 者のうち、9 者が辞退した理由は不明であるが、関心を持った業者の中には、ある特定のプリンターを使用させたいという業者も含まれており、設置機器等による業者ごとの事情もあるのではないかと考えている。

また、例えば、当システム設置後、システム障

害が発生した場合には、2時間以内に対応が可能であることとの条件を付している。大阪税関の管轄は、北陸地区にも及ぶため、当該事象発生時に対応不可能であると判断した業者もあったのではないかと推測している。